

社会福祉法人きみの会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人きみの会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

(報酬の額の算定方法)

第4条 役員に対する報酬の額は別表1に定める額とする。
2 評議員に対する報酬の額は別表2に定める額とする。

(報酬の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
2 報酬は、現金により本人に支給する。
3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年6月8日から施行する。

- 平成24年3月29日制定の社会福祉法人きみの会役員報酬規程は、この規程の実施をもって廃止する。

別表1 (役員報酬)

(1) 理事

| 名 称 | 金 額 |
|--------------------|----------|
| 理事会等会議への出席 | 10,000 円 |
| 上記の他、法人・施設業務のための出勤 | 10,000 円 |

(2) 監事

| 名 称 | 金 額 |
|--------------------|----------|
| 監事監査、理事会等会議への出席 | 10,000 円 |
| 上記の他、法人・施設業務のための出勤 | 10,000 円 |

別表2 (評議員報酬)

| 名 称 | 金 額 |
|--------------------|----------|
| 評議員会への出席 | 10,000 円 |
| 上記の他、法人・施設業務のための出勤 | 10,000 円 |